

は納入物件の瑕疵に付擔保の責に任せしむる上に於ける必要等)を考慮せる外、同令第二十條に依る違約金の徵収を要することある場合をも考慮せるものと解するを相當とすべく、從て假拂を爲さむとする場合に於て既に違約金を徵すべきことの明なるときと雖残額支拂の際に於ける違約金等控除額其の他諸般の關係を考量し差支なきに於ては十八を超える限り適宜假拂額を決定することを得べきである。(藤村藤治)

問 道路工事執行令第六條の代理と同第十六條の委託との關係に付詳細御説明ありたし。(北海道Y F 生)

答 道路工事執行令第六條は同條列舉の者に對し、入札人若は請負人たるは勿論之等の者の代理人たることをも禁じたものであるが、其の所謂代理は民法に云ふ代理に外ならないのであつて、而して代理は意思表示のみに關するものであるが故に(事實行爲に付ては代理は成立することを得ない民法第九十九條)第六條に於て「代理人ト爲ルコトヲ得ス」とは本人の爲に入札を爲し又は請負契約を爲す等本

人の爲に法律行爲又は法律行爲上の意思表示を爲すことに對する禁止であつて、事實上の行爲等に付ては關する所ではないのである、之に異り同法第十六條は事實行爲たる工事の執行を管理者の承諾を得ずして他人に委ねてはならぬことを規定せるものであつて、(委託する行爲其のもの)の法律行爲たるは勿論である)即ち自ら工事執行を擔當すべきことを定めたものである。從て下請を爲さむるが如きは當然禁ぜられた事項と謂ふべきである。(藤村藤治)

◎弘安四年の昔と今日

大昔、弘安四年の七月一日、元軍十二萬餘を向ふにして、吾々の祖先が防戦した日だ、颶風のお蔭で元軍は敗北し我國

威を海外に輝かした日だ。

昭和の今日は、ドーダ、世界平和のお蔭で戦争の心配も要らないやうに爲つたが、元軍の代りに不景氣軍が殺到して来て、街頭に職を求むるもの元軍の十二萬を超過すること十三萬、夫れが吾が同胞であるから始末に困る、是れは世界一般不景氣の勢だ、イヤ金解禁の祟りだと、罪の擦り合ひをやつたところで、生きんが爲に血眼になつてゐる吾々の頭には少しの響もない、人があつての國家生活だ、國家が破産しても人を生かす方が仁政だ、ここまで言はさずとも失業問題を片附けるに力戦する士が無いのぢらうか……